

計画の構成

第 1 章 計画の位置づけ	1 計画策定の背景・趣旨
	2 計画の位置付け
	3 計画期間
第 2 章 現状と課題	1 この間の教育に関わる様々な動き
	2 前計画の取組状況
	3 現状と課題
第 3 章 基本理念と施策の体系	1 基本理念
	2 施策の基本的な考え方
	3 施策と主要な取組

3 施策と主要な取組

施策① 言語能力の育成

No. 1 言語活動の充実

【施策の背景】

- 言葉は、子どもたちの学習活動を支える重要な役割を果たし、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。
- 子どもたちが、教員の説明や様々な資料等から新たな知識を得たり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたりするためにも言語能力は欠かせません。
- したがって、言語能力の向上は、子どもたちの学びの質の向上や資質・能力の育成のために重視する必要があります。
- 子どもたちの言語活動は、子どもたちを取り巻く言語環境によって影響を受けることが少なくありません。学校生活全体における言語環境を望ましい環境に整えておくことが大切です。
- また、読書は、多くの語彙や多様な表現、様々なよいものに触れることを通して、擬似的に体験したり知識を獲得したりして新たな考え方に合うことを可能にする、言語能力を向上させるための重要な活動です。一方で、学校の授業以外で本を読まない児童・生徒が、小学生、中学生ともに一定程度いる状況から、読書活動を推進していく必要があります。

【主要な取組】

- ①すべての学習の基盤となる言語能力を育成するために、中核的な教科である国語科を要として、論理的に説明したり、議論したり、互いに自分の考えを表現し合ったり、概念などを用いて考えを説明したりするなど各教科等の特質に応じた言語活動を授業に取り入れ、学習活動の充実を図ります。
- ②教員を含め正しい言葉で話したり正確な文字を書いたりすること、用語や文字を適正に使用することなど言語環境を整えていきます。
- ③学校図書館の充実を図るとともに、様々な種類の本にふれる読書活動を推進します。

No. 2 英語教育の充実

【施策の背景】

第3章 基本理念と施策の体系

- グローバル化の進展の中で、国際的な共通語である英語を活用して、主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むことは、多様な人々とコミュニケーションを図っていく上で重要な課題です。
- 将来、子どもたちがどのような職業に就くとしても求められるであろう、英語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育むことが大切です。
- 具体的には、子どもたちの発達段階に応じて、英語による「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりする資質・能力を育む必要があります。

【主要な取組】

- ①実際に英語を用いた言語活動をととして知識及び技能を身に付けるとともに、それらを活用して話したり書いたりして表現できる力を育む授業を実施します。
- ②教員の英語の授業力の向上を図るとともに、小学校第3年生から中学校第3年生までの授業にALT¹を配置します。
- ③地域の方と連携した授業を展開したり、日頃から英語とふれ合う教育活動（例えば、地域の協力を得た「放課後イングリッシュルーム（仮称）」の創出や中学生が体験型英語学習施設（TOKYO GLOBAL GATEWAY(TGG²）で学習するための体験料の補助等）を実施したりするなど、子どもたちが英語を話したり聞いたりする機会を増やします。

施策② 情報活用能力の育成

No.3 学校図書館の活用

【施策の背景】

- 情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。
- 情報活用能力の育成に向けて、これからの学校図書館には、読書活動の推進に加え、調べ学習など各教科等の様々な授業における探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。

¹外国語指導助手

²都教育委員会が2018年に江東区青海に開設

【主要な取組】

- ①学校図書館が計画的に利活用され、子どもたちの主体的な学習活動や読書活動が展開されるよう、環境整備や知的好奇心を醸成するための図書資料の充実など、学校図書館を「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能をもつ、学びの場として整えます。
- ②学校図書館に期待されている役割を最大限に発揮するため、図書館利用ガイダンスの充実や教科学習と連動して中央図書館から適切な資料の貸し出しなどを受けられるよう、人的支援を充実します。

No.4 情報モラル教育の実施

【施策の背景】

- これからの社会を生きる子どもたちには、一人一人が情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な態度が大切です。
- 誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つようになるこれからの情報社会では、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくありません。
- このような情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分にも対応し、適正に活動できる考え方や態度を身に付けさせていくことが必要です。

【主要な取組】

- ①「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で、意図的・計画的に身に付けさせます。
- ②今後子どもたちにとって、より身近な存在となりうる SNS の利用など、スマートフォンをはじめとする携帯情報通信端末の様々な課題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、安全に適切な利用ができる力を身に付けさせます。

No.5 情報通信技術（ICT）を活用した授業の推進

【施策の背景】

- 情報活用能力は、「すべての学習の基盤となる資質・能力」であり、子どもたちに確実に身に付けさせる必要があります。身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されます。
- 人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく ICT を、子どもたちが学習や日常生活の中

第3章 基本理念と施策の体系

で活用できるようにするため、各教科等において ICT を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要です。

【主要な取組】

- ①デジタル教科書の使用など、教員による計画的な ICT の活用とともに、発表、記録、要約、報告といった学習活動における子どもたちの ICT 活用を進めます。

No.6 プログラミング的思考の育成

【施策の背景】

- これからの時代を生きていく子どもたちには、ますます身近となる情報通信技術を効果的に活用しながら、情報を読み解き、その情報を基に論理的に考え、解決すべき課題や解決の方向性を自ら見だし、多様な他者と協働して新たな価値を創造していくための力が求められます。
- 子どもたちに、意図した処理を行うようにコンピュータに指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力として、論理的に考える「プログラミング的思考」などを発達段階に即して育成する必要があります。

【主要な取組】

- ①各教科の学習の中に、「プログラミング的思考」を育成するための取組を意図的、計画的に位置付けるとともに、全教育活動を通して、引き続き、論理的、創造的な思考力を培うよう努めます。
- ②小・中学校を見通して、必要に応じて大学や NPO 等の専門家を招聘したプログラミング教育の授業を実施します。

施策③ 市民性に関わる資質・能力の育成

No.7 武蔵野市民科の実施

【施策の背景】

- 持続可能な社会の実現に向けて、その基礎として市民性の育成が、各国で推進されています。第二期学校教育計画においても、市民性を「自己を確立し、目標達成に向けて協力したり、進んで社会に関わろうとすること」と定め、その育成にこれまでも取り組んできました。
- これからの学校には、子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、

あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

○このように、市民性の育成は価値ある取組であり、さらに確実に市民性を育んでいくため、本市では、「武蔵野市民科」を創設します。

【主要な取組】

- ①地域理解を深めるだけにとどまらず、子どもたちが今後、どこで生活しようとも、よりよい地域・社会づくりを考えたり、他者と協働してよりよい生活を築こうとしたりする態度を養うため、自分自身のことや学校・地域社会の中から課題を見付け、探究的な学習をととして、子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む武蔵野市民科の学習を実施します。

No.8 キャリア教育の充実

【施策の背景】

○子どもたち一人一人が、社会的、職業的に自立し、よりよい人生を切り拓いていくためには、自らの力で生き方を選択し、常に将来設計を描き直したり、目標を段階的に修正したりして努力できるようにしていくために必要な「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を身に付けることが大切です。

【主要な取組】

- ①特別活動を要としつつ、国が作成を勧める『キャリアパスポート』の活用を促進し、各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実を図ります。
- ②学年や学校全体の教員が共通の認識に立って指導計画を作成するなどした武蔵野市民科の取組と関連を図ります。
- ③「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、地域と協働した社会人講話や職場体験活動などを実施します。

No.9 長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）の実施

【施策の背景】

○市民性をはじめとする資質・能力を偏りなく育成していくにあたり、「学びに向かう力・人間性等」を育む観点から、体験活動の充実が重要です。

○「人」や「自然」と直接ふれ合う体験の減少や疑似体験の増加など、構想当時（平成元年）の子どもたちの課題でした。本市では、20年以上の期間にわたって、長期宿泊体験

第3章 基本理念と施策の体系

活動「セカンドスクール」を実施してきました。

- 社会構造等の急速な変化による予測困難な時代を生きるこれからの子どもたちに必要な資質・能力を育成するにあたり、これまで継続してきた長期宿泊体験活動の価値をもう一度見直す必要があります。

【主要な取組】

- ①長期宿泊体験の中で自主性や協調性を育て、生活での自立に必要な知識・技能を身に付けるとともに、現地の方との交流を通じて、進んで他者と関わる力を養います。
- ②長期宿泊体験活動について、再度、評価を行い、小・中学校が連携したより効果的な宿泊体験活動のあり方について検討します。
- ③武蔵野市として、長期宿泊体験活動等に必要な人材の確保・育成策について検討します。

施策④ 多様な人々が共に生きる社会の担い手としての資質・能力の育成

No.10 人権教育の推進

【施策の背景】

- 現代社会では、国籍、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人々が共に生活し活躍しています。人々の多様な在り方を相互に認め合える社会を目指し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、協働していく力を子どもたちに育成していくことが必要です。
- 多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聞き、自分の考えを正確に伝えるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、また、必要があれば自ら新たな社会を創造・構築するなど、今後の社会を積極的に形成することができる力を育む必要があります。
- そのため、子どもたち自身が発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになることが大切です。また、合わせて、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、具体的に態度や行動に表れるようになっていくことも重要です。

【主要な取組】

- ①必要な資質・能力を明確にして、意図的、計画的に学校の教育活動全体を通して人権教育に取り組みます。
- ②人権課題「子ども（いじめ）」「外国人」「性同一性障害者」「女性」「障害者」「高齢者」等を取り上げた授業を実施したり、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーを生

かした教育（国際理解、障害者理解等）を実施します。

- ③多様な人々と関わる学習活動や体験活動などの充実を図ります。
- ④中学校ガイダンスプログラムや小学校スタートカリキュラムの活用を促進します
- ⑤『ボランティアカード』を使った子どもたちのボランティア活動への参加の推奨について検討します。

No.11 道徳教育の推進

【施策の背景】

- 中央教育審議会の答申³では、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」と示されました。
- 学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動です。社会の変化に対応しその形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっています。

【主要な取組】

- ①「特別の教科 道徳」を要として、全教育活動において、子どもたちの道徳性を一層豊かに養います。
- ②発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもたちが自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと授業の転換を図ります。
- ③他の教員との協力的な指導や保護者・地域の方の参加・協力などの工夫が求められていることから、多様な教育活動を創意工夫していきます。
- ④引き続き「道徳授業地区公開講座」の実施により、学校、家庭及び地域が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の充実を図ります。

No.12 交流及び共同学習の推進

【施策の背景】

- 各校において、通常の学級の児童生徒と特別支援学級や特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を実施しています。交流及び共同学習を通じて、障害の有無にかかわら

³ 「道徳に係る教育課程の改善等について」（平成 26 年 10 月）

第3章 基本理念と施策の体系

ず、すべての児童生徒は、相互理解し、人間関係を広げ、社会性や豊かな人間性を育むことができます。

○インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、交流及び共同学習を推進する必要があります。

○インクルーシブ教育システムの理念を追求するためには、教員、児童生徒、保護者、地域住民がこの理念の理解を深めながら取り組みを進める必要があります。

【主要な取組】

- ①特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進するための支援策を検討し、必要に応じて対策を実施します。
- ②交流及び共同学習の具体的事例を全小中学校で共有するとともに、特別支援教育に関する情報発信や心のバリアフリー教育の展開などを通じて、教員、児童生徒、保護者、地域住民、関係機関（保育園・幼稚園・療育機関など）の特別支援教育や合理的配慮に関する理解促進を図ります。

施策⑤ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

No.13 いじめの防止に向けた取組

【施策の背景】

○いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、社会全体に関する課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要です。

【主要な取組】

- ①学校においても、国や都及び市のいじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、確実な実施とその見直しをとおして、「いじめは絶対に許されない」といういじめの防止に向けた学校全体の雰囲気醸成を図ります。
- ②定期的なアンケート調査やスクールカウンセラーを活用した教育相談を行うなど様々な方法を用いて、子どもたちの様子を把握します。
- ③いじめ防止対策推進法に基づき、学校に、いじめ防止対策組織を設置し、定期的に会議を開催し、未然防止や早期対応に組織的に取り組みます。
- ④学校以外の相談窓口の設置や「SOS の出し方に関する教育」の実施、「武蔵野市いじめ

問題対策連絡会議」等、いじめ防止に向けて地域や関係機関と連携するなど、未然防止、早期発見・早期対応できる環境の充実を図ります。

No.14 特別支援教室（通級）の体制整備

【施策の背景】

- 発達障害のある児童を対象として、平成 29 年度から市立全小学校に特別支援教室（通常の学級に在籍する児童が週 1 回程度通う教室）を導入しました。
- 特別支援教室については、今後も対象となる児童生徒数の増加が見込まれることから、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、児童生徒の在籍学級における適応力向上を目的として、巡回指導教員と在籍校の教員が連携を強化しながら指導支援体制を整備する必要があります。

【主要な取組】

- ①令和 2 年度に市立全中学校に特別支援教室を導入して、対象生徒の在籍校において、巡回指導教員と在籍校の教員が連携した指導支援を行います。
- ②小学校特別支援教室については、児童数が増加傾向にあります。今後の児童数を見据えたうえで、現在 3 校の拠点校を必要に応じて増設し、巡回指導教員と児童の在籍校が連携をより強化しながら指導支援を行います。

No.15 特別支援学級（固定学級）の今後のあり方の検討

【施策の背景】

- インクルーシブ教育システムの構築においては、児童生徒が授業内容を理解し、学習活動に参加している実感を持ちながら、生きる力を身に付けていけるかが本質的な視点であり、そのためには通常の学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意しておく必要があります。
- 軽度の知的障害や肢体不自由のある児童生徒を対象とした特別支援学級（子どもが毎日通う固定学級）については、児童生徒数の推移を見据えて、今後のあり方を検討する必要があります。

【主要な取組】

- ①インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導支援を受けられる環境をつくり、社会的自立に向けた力をつけられるようにします。
- ②知的障害特別支援学級については、都立特別支援学校と連携して、指導力の向上を図ります。また、児童生徒数の増加に対応するとともに、小中連携した指導支援を行うため、体制を強化します。

- ③肢体不自由特別支援学級については、児童生徒数の推移を見極めながら、今後のあり方を検討します。
- ④病弱学級については、武蔵野赤十字病院と連携しながら運営を行います。
- ⑤自閉症・情緒障害特別支援学級については、本市には設置していませんが、教育課程や学級運営のあり方、学習評価や授業評価の手法などに関する国・都・他市区の動向を注視しながら、その必要性や可能性を多角的に研究します。

No.16 交流及び共同学習の推進（再掲 No.12）

【施策の背景】

- 各校において、通常の学級の児童生徒と特別支援学級や特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を実施しています。交流及び共同学習を通じて、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒は、相互理解し、人間関係を広げ、社会性や豊かな人間性を育むことができます。
- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、交流及び共同学習を推進する必要があります。
- インクルーシブ教育システムの理念を追求するためには、教員、児童生徒、保護者、地域住民がこの理念の理解を深めながら取り組みを進める必要があります。

【主要な取組】

- ①特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進するための支援策を検討し、必要に応じて対策を実施します。
- ②交流及び共同学習の具体的事例を全小中学校で共有するとともに、特別支援教育に関する情報発信や心のバリアフリー教育の展開などを通じて、教員、児童生徒、保護者、地域住民、関係機関（保育園・幼稚園・療育機関など）の特別支援教育や合理的配慮に関する理解促進を図ります。

No.17 スクールソーシャルワーカーと登校支援員の配置拡充

【施策の背景】

- 不登校の児童生徒は増加傾向にあり、不登校の原因は多様化、複雑化しています。平成29年に施行された教育機会確保法の趣旨も踏まえ、学校・家庭・関係機関がより連携して対応する必要があります。
- スクールソーシャルワーカーについては、各地域において小中連携した切れ目のない支援を行うため、体制を拡充する必要があります。

○登校支援員については、各校における家庭訪問や別室登校支援を継続的・安定的に行うため、体制を拡充する必要があります。

【主要な取組】

- ①安心と魅力のある学校づくりを進めるとともに、校内組織においてスクールカウンセラーとも連携し、不登校傾向の早期把握と早期対応に努めます。
- ②スクールソーシャルワーカーや登校支援員の配置を拡充することにより、学校と家庭への支援を強化します。スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区における配置（6名体制）を目指します。
- ③保護者の孤立を防ぎ、学校復帰や将来的な見通しを持てるようにするため、保護者への情報提供、保護者同士の交流の場づくりを進めます。

No.18 不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保

【施策の背景】

○不登校対策としては、安心と魅力のある学校づくりを進めることが第一ですが、教育機会確保法の趣旨も踏まえ、チャレンジルームをはじめとした多様な学びの場のあり方について検討する必要があります。

【主要な取組】

- ①チャレンジルームについては、不登校児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、機能強化や複数箇所設置を検討し、必要な方策を実施します。
- ②フリースクールの実態把握を行い、学校とフリースクールとの情報共有などに関する連携の手引きを作成します。
- ③不登校特例校の設置については、国・都・他市区の動向を注視しながら多角的に研究します。

No.19 切れ目のない相談支援体制づくり

【施策の背景】

○不登校児童生徒が増加傾向にあり、また、発達障害、虐待、貧困など子どもや家庭に関する課題は多様化、複雑化していることから、教育支援センターの果たす各機能の強化が求められています。

○教育支援センターは、体制強化と関係機関との連携をさらに推進することにより、児童生徒・保護者・学校を支援する必要があります。

【主要な取組】

- ①入学前後における切れ目のない支援を行うとともに、多様化、複雑化する課題に対応

するため、教育支援センターは、本市における子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制づくりとの整合を図りながら、相談員の資質能力向上や適切な配置など体制強化を図るとともに、関係機関との連携を推進します。

No.20 帰国・外国人教育相談の充実

【施策の背景】

○外国籍の児童生徒が早期に学校生活に適応できるよう、母国語によるサポートを行いながら、日本語指導を行っています。市立小中学校に在籍する外国籍の児童生徒は増加傾向にあり、それに対応する必要があります。

【主要な取組】

①外国籍の児童生徒の増加や多言語化に対応するため、関係機関や大学と連携することにより、言語サポーターや日本語指導員を確保します。

施策⑥ 健康で安全な生活の実現

No.21 運動習慣の定着や体力向上、健康教育の取組

【施策の背景】

○子どもたちの基本的な生活習慣は、規律正しい学校生活や学習の充実を図る上で基本となるものです。

○近年、疾病構造の変化や高齢社会など、子どもたちを取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化してきており、健康教育もそれらに対応していくことが求められています。学校における健康教育は、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質・能力を育成することが大切です。

○子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を営むために、学校の教育活動全体を通して、基本的な生活習慣に関する指導の充実、健康・体力づくりへ向けた指導が必要です。

【主要な取組】

①全学年で体力調査を実施し、その結果を生かして、子どもたちの体力向上の取組を検討するとともに、体育の授業や学校行事、クラブ活動、部活動を含めた運動習慣の定着と体力づくりのための取組を支援します。

②体力向上の成果を発揮する機会や運動することの楽しさ、喜びを体験する機会として、

「市内中学校総合体育大会」や「中学生東京駅伝大会」等を活用します。

- ③オリンピック・パラリンピックの一環として、各学校で実施されてきたスポーツ志向を目的とした教育活動を今後も支援します。
- ④生活のリズムを整え、健康で規則正しい生活が送れるよう、家庭と連携して、子どもたちの指導に努めるとともに、学校保健委員会の取組と連携した保護者等への意識啓発などを行い、健康の保持・増進に努めます。

No.22 食育の推進

【施策の背景】

- 食は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎です。
- 子どもたちが、食についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けられるよう、食育を推進する必要があります。

【主要な取組】

- ①各学校において、食育全体計画を作成し、食育を教育課程に位置付け、計画的・組織的な指導の充実を図ります。
- ②食育に関するモデル校の指定や、セカンドスクール等体験的活動の機会を活用した食育の実施、（公財）給食・食育振興財団との連携等の取組を実施します。

No.23 新学校給食桜堤調理場の整備

【施策の背景】

- 築 50 年を経過している学校給食桜堤調理場を建替え、児童生徒数の増加に対応する必要があります。

【主要な取組】

- ①新学校給食桜堤調理場の建替えを進め、令和3年度中に稼働させることにより、児童生徒数の増加に対応して、学校給食を安定的に提供します。
- ②新桜堤調理場では、災害時対応機能や環境機能を強化し、食育推進のためのスペースを配置します。
- ③（公財）給食・食育振興財団が蓄積してきた調理手法を生かすとともに、地域人材を活用することにより、効率的な施設運営と地域や家庭における食育推進を図ります。

No.24 小学校自校給食調理施設の整備

【施策の背景】

第3章 基本理念と施策の体系

○小学校の自校調理施設においては、児童・教員と栄養士・調理員が顔の見える関係をつくり、また、学校の授業との運動したきめ細かい食育指導を行うことにより、児童は早期に望ましい食習慣を身に付けることができます。

○小学校の給食を調理している北町調理場が築 45 年を経過していることから、今後も継続して安定的に給食を提供するため、調理施設を着実に整備する必要があります。

【主要な取組】

- ①学校給食を安定的に提供するとともに、学校教育における食育を推進するため、小学校の改築に合わせて自校調理施設の整備を進めます。

No.25 安全・安心な学校づくり

【施策の背景】

○子どもたちが、安全で安心できる環境で生活していくことは、学校、保護者、地域の皆様等子どもたちに関係するすべての人たちの願いです。しかしながら、子どもたちの周りには、これまでに無かった犯罪に巻き込まれるなど様々な事案が発生しており、子どもたちの安全・安心を確保していく必要があります。

○子どもたちが、生涯を通じて、安全で活力ある生活を送るためには、自ら危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を培っていく必要があります。

【主要な取組】

- ①自ら危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育むため、意図的、計画的に、交通安全教室、セーフティ教室、不審者侵入対応訓練、避難訓練等を実施します。
- ②子どもたちの安全・安心な学校生活のため、電子錠の導入や通学路の防犯カメラの活用、食物アレルギーへの対応等の取組を推進し、充実を図ります。

施策⑦ 学校に好循環を生み出す取組の充実

No.26 武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進

【施策の背景】

○現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が拡大する中、教員は日々子どもたちと向き合い、献身的な努力を重ねています。

○教員が多くの役割を担うことは、子どもに対して総合的に指導を行えるという利点がある反面、教員が役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねないという側面があり

ます。本市においても教員の長時間労働の実態が明らかとなっています。

○平成 28 年度より、教員一人一人の心身の健康保持・増進と、教員が担当する校務の改善を図り、子どもたちと向き合う時間を確保していくことを目指して、教員の多忙化解消に向けた取組である「先生いきいきプロジェクト」を推進し、教員の働き方改革に取り組んでいますが、今後さらに取組の充実が必要です。

○子どもたちの健やかな成長を支える質の高い学校教育を推進するためには、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが重要です。

【主要な取組】

- ①出退勤管理を ICT 化して、勤務時間の見える化を図り、教職員一人一人の働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。
- ②出張等管理の ICT 化や学校徴収金管理システムの導入を行い、事務作業の低減を図ります。
- ③市講師の配置による教員の持ち時数削減、補助人材の配置等の人的支援、一部教科担任制の導入等を行います。
- ④清掃活動や給食を管理するボランティア制度の導入を検討します。
- ⑤学校が直接相談できるスクールロイヤー制度の導入を検討します。
- ⑥教員がアクセスしやすいクラウド環境の整備等を検討します。

No.27 持続可能な部活動の実施に向けた取組

【施策の背景】

○部活動は、子どもたちが豊かな学校生活を送る上で大変教育的意義のある活動です。一方で、練習時間や拘束時間が長時間に及ぶことにより子どもたちのバランスのとれた生活や成長への懸念、教職員の多忙化への対応、教員の異動等に係る部活動の持続可能性の確保などの課題があります。

○市立学校における部活動が、より効果的・効率的に行われ、子どもたちの健全な成長を支え、持続可能な取組となることを目指し、「武蔵野市立学校に係る部活動の方針」に沿った取組となるよう学校を支援する必要があります。

【主要な取組】

- ①部活動指導員の全校複数配置を目指します。
- ②「部活動在り方検討委員会」を設置し、合同部活動の設置等、持続可能な部活動の在り方について検討します。また、民間団体との連携方法についても合わせて研究します。

No.28 教員研修の実施

【施策の背景】

- 今後、変化の激しい社会の中で生きていく子どもたちは、時代の変化に対応できる、様々な力を身に付けることが必要です。
- 子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けられる力を身に付けるよう、質の高い学びを実現することが求められています。
- 教員は「主体的な学びが実現できているか」「対話的な学びが実現できているか」「深い学びが実現できているか」という視点を手がかりに授業改善に不断に取り組み、授業力を高めることが必要です。

【主要な取組】

- ①武蔵野市の学校教育の担い手である教員の資質・能力の向上を図るため、年次研修、職層研修などの教員研修の内容を充実させます。
- ②年次の若い教員のみならず、臨時的任用教員や時間講師などの教員も含め、教員全体の授業力の向上を図るため、市が独自に任用した教育アドバイザーによる授業観察・支援を実施します。
- ③東京都教育委員会等が実施する教員研修を受講したり全教員が1年に1回は市内外の研究発表に参加したりするなど、教員の研修への参加を奨励します。

No.29 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

【施策の背景】

- これからの教育課程には、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化に目を向け、柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されています。
- このため、各学校において、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直し等による授業改善と、「カリキュラム・マネジメント」を通じた組織運営の改善に一体的に取り組むことが重要です。
- 教員は、子どもたちが学ぶ過程を重視して、具体的な授業や評価について研究を重ね、各教科等に応じて、よりよい方法を選択しながら、実践することが重要です。

【主要な取組】

- ①研究指定校による指導方法等の研究実践を進め、市内の小中学校で研究成果を共有します。
- ②授業改善を進めるため、教員同士が授業を見合うことができるよう、授業観察週間を

設ける等、OJT を推進します。

No.30 学校運営の中核となる教員の育成

【施策の背景】

- 教職員一人一人が、自らの専門性を発揮するとともに、多様な専門家等の協力を得て、専門性や経験を補い、子どもたちの成長を支える「チームとしての学校」の体制を整備することが大切です。
- そのためには、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げることが重要です。

【主要な取組】

- ①学校運営の中核を担う教員、または今後、学校経営を担うことが期待される教員に対し、学校経営に参画する意欲を喚起するとともに、学校マネジメント能力の向上を図り、教育管理職候補者の育成を目的に実施する研修内容の充実を図ります。
- ②学校においても、学校管理職等が主幹教諭や指導教諭、主任教諭等の中核となる教員を育成し、その役割を明確にするとともに OJT を実施します。
- ③教員が、学校運営のリーダーや教科指導のリーダーなど、「教員として果たすべき自己の役割」について考える機会を設けるよう努めます。

施策⑧ 学校がプラットフォームとなる地域との協働体制の構築

No.31 学校・地域・保護者が目標を共有した学校協働体制の構築

【施策の背景】

- 社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会の状況の変容、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題の複雑化・多様化など、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えています。
- 学校がその目的を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の方とともに子どもを育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働を進め、学校内外を通じた子どもたちの生活の充実と活性化を図ることが大切です。
- また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要です。
- さらに、子どもたちにとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活

第3章 基本理念と施策の体系

用していくことも必要です。

- 子どもたちに必要な資質・能力を育成するために、家庭や地域の人々と学校が目標やビジョンを共有し、これまで以上に連携・協働して子どもたちを育んでいくことが重要です。

【主要な取組】

- ①学校は、これまで「開かれた学校づくり協議会」で意見を伺いながら学校運営に取り組んできました。学校・家庭・地域を巡る様々な課題を踏まえ、今後、さらに三者が協働し、主体的に課題に対応していく学校運営のあり方を検討します。
- ②地域が学校を「支援」する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動にするために、地域コーディネーターを中核としたこれからの協働組織のあり方を検討します。

No.32 文化・芸術活動の充実

【施策の背景】

- 情報環境等が劇的に変化し、子どもたちが自然の中で豊かな体験をしたり、文化・芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られていると指摘されています。
- また、昨今では、子どもたちを取り巻く地域や家庭の環境により、積極的に文化・芸術活動に取り組めない状況にある子どもたちがいることも指摘されています。

【主要な取組】

- ①子どもたちが自他のよさを認めたり、自らの創造力や表現力を高めたりできるようにするため、オーケストラ鑑賞教室や演劇鑑賞教室、美術展や書き初め展などの各教科等の特質に応じた活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ、体系的・継続的に実施します。
- ②世界で活躍する専門家による文化芸術の講演会や演奏会などを実施している（公財）武蔵野文化事業団との連携により、専門性のある人材を学校へ招聘し、子どもたちが質の高い文化芸術活動を経験できるよう連携のあり方を検討します。

No.33 学校の福祉的機能の充実

【施策の背景】

- 市立小中学校は学区内の多くの子どもが通っており、子どもの生活状況や課題に一次的に気づきやすい場ということが出来ます。教員が子どもの経済的な困難、心身の状態、養育上の課題などにより早い段階で気づき、学校を支援する人材と連携して、福祉や医療機関など必要な支援につなぐ必要があります。

【主要な取組】

- ①各学校において、子どもの生活状況や課題を早期に気づき、必要に応じた対応をするため、「子どもの家庭生活 気づきのチェックリスト」の活用をさらに進めます。
- ②家庭と支援機関を早期につなぐため、スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区における配置（6名体制）を目指します。
- ③就学援助など経済的支援制度については、引き続き周知を行います。

施策⑨ 未来を見据えた学校の整備

No.34 学校改築の計画的な推進

【施策の背景】

- 本市の学校施設は、1960年代から1970年代にかけて竣工された建物が全体の7割に達し、令和2年度以降本格的な更新時期を迎えます。
- 改築する学校では、今後の学校教育を見据えて必要な教育環境を整備する必要があります。
- また、この間の長期にわたる多大な財政負担の平準化が必要です。

【主要な取組】

- ①学校施設整備基本計画に基づき、学校改築を計画的に進めます。その際、子どもや保護者、地域の方々の意見を聞くとともに、地域の実情を踏まえながら学校施設の多機能化や他の公共施設との複合化も見据えつつ、建築上の様々な課題に対応しながら学校改築を実施します。

No.35 児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の改修

【施策の背景】

- 自然災害リスクや気候変動など外的な要因や、児童生徒数の増加、教育的ニーズの変化に適切に対応しながら、良好な教育環境を確保することが必要です。
- 改築するまでの間、既存の学校についても安全な教育環境を確保する必要があります。

【主要な取組】

- ①児童生徒数の増加に対応して必要な教育環境を確保するため、児童増加対策調整会議で、関係部署と課題を共有しながら連携して対策を検討します。また、地域子ども館あそべえ・学童クラブについて、隣接地等も含め学校での運営ができるようにします。

- ②地震に伴う非構造物等の落下やブロック塀などの倒壊防止対策を計画的に行います。また、台風、大雪などに備え日頃の点検により適切にリスク管理を行います。
- ③改築するまでの学校施設について、これまでと同様に中長期的な視点に基づく計画的な予防保全を継続します。

No.36 ICT 化の推進

【施策の背景】

- 文部科学省は「平成 30 年度以降の学校における I C T 環境の整備方針について」により、自治体に対して I C T 環境の整備を求めています。
- 子どもたちのすべての学びの基盤となる言語能力や情報活用能力のより一層の育成や、教員の業務の効率化等、学校に好循環を生み出すため I C T 環境の更なる整備が必要です。
- 学習指導要領では、小中高等学校共通のポイントとして、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けています。学習指導要領総則において、子どもたちの発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとするのが明記されています。また、合わせて総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することが明記され、学校の I C T 環境整備と I C T を活用した学習活動の充実が求められています。
- 小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得や新たにプログラミング的思考の育成、中学校においては、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実することなど、今後の学習活動において、積極的に ICT を活用することが想定されています。

【主要な取組】

- ①3 クラスに 1 クラス分程度の学習者用タブレット PC（故障・不具合に備えた予備機も含む）の配備や学校 ICT サポーターの配置など文部科学省が示す ICT 環境の整備に向けた検討を行っていきます。
- ②クラウド環境などの基盤整備を行うなど、子どもたちの学習活動の充実や教員の業務の効率化など、効果的な ICT 活用について研究を行います。